

# 令和2年葛巻町議会 12月会議 会議録

令和2年12月24日(木)  
午前10時 開 議

【再開】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ |  
・町民憲章朗唱

【会議録署名議員の指名】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ |  
日程第1 会議録署名議員の指名

【議案第67号～第69号】  
日程第2 議案第67号 葛巻町新庁舎建設工事（1期・建築工事等）の請負契  
約の締結に関し議決を求めることについて・・・・・・・・・・・・ 2  
日程第3 議案第68号 葛巻町新庁舎建設工事（1期・電気設備工事）の請負  
契約の締結に関し議決を求めることについて・・・・・・・・・・・・ 10  
日程第4 議案第69号 町道葛巻浦子内線大橋下部工（その2）工事の変更請  
負契約の締結に関し議決を求めることについて・・・・・・・・・・・・ 11

令和2年葛巻町議会12月会議 会議録

|  |                                 |        |        |          |         |        |
|--|---------------------------------|--------|--------|----------|---------|--------|
| 告示年月日  | 令和2年12月22日(火)                   |        |        |          |         |        |
| 再開年月日  | 令和2年12月24日(木)                   |        |        |          |         |        |
| 会議の場所  | 葛巻町役場                           |        |        |          |         |        |
| 会議年月日  | 令和2年12月24日(木) 開議10時00分 散会10時44分 |        |        |          |         |        |
| 議員出席状況<br><br>(凡例)<br><br>○ 出席<br>△ 欠席<br>遅早 遅早 席席刻退 | 議席番号                            | 議員氏名   | 出欠席の有無 | 議席番号     | 議員氏名    | 出欠席の有無 |
|  | 1                               | 下屋敷 幸男 | ○      | 6        | 鈴木 満    | ○      |
|  | 2                               | 遠藤 裕樹  | ○      | 7        | 姉帯 春治   | ○      |
|  | 3                               | 近藤 聖   | ○      | 8        | 辰柳 敬一   | ○      |
|  | 4                               | 山崎 邦廣  | ○      | 9        | 高宮 一明   | ○      |
|  | 5                               | 柴田 勇雄  | ○      | 10       | 中崎 和久   | ○      |
| 会議録署名議員  | 4番                              | 山崎 邦廣  |        | 8番       | 辰柳 敬一   |        |
| 会議の書記  | 議会事務局長                          | 触 沢 誉  |        | 議会事務局長補佐 | 和 野 美 歌 |        |

|  |              |       |             |       |
|--|--------------|-------|-------------|-------|
| 地方自治法<br>第121条<br>により説明<br>のため出席<br>した者の職<br>・氏名 | 役職名          | 氏名    | 役職名         | 氏名    |
|  | 町長           | 鈴木 重男 | 健康福祉課長      |       |
|  | 副町長          | 觸澤 義美 | 農林環境エネルギー課長 |       |
|  | 教育長          |       | 建設水道課長      | 和野 康弘 |
|  | 農業委員会長       |       | こども教育課長     |       |
|  | 代表監査委員       |       | まなび交流課長     |       |
|  | 政策秘書課長       | 中山 優彦 | 病院事務局長      |       |
|  | 総務課長         | 服部 隆行 | 政策秘書課室長     | 波紫 徳彰 |
|  | いらっしやい葛巻推進課長 |       | 総務課財政係長     | 近藤 桂太 |
|  | 住民会計課長       |       |             |       |

( 開議時刻 10時00分 )

**議長 ( 中崎和久君 )**

朝のあいさつをします。おはようございます。

ただいまから、令和2年葛巻町議会を再開します。

本日の会議に先立ち、葛巻町民憲章の朗唱を行います。事務局長に主文を先導して朗読させますので、引き続き全員で朗唱願います。町民憲章のしおりを準備の上、ご起立願います。

**議会事務局長 ( 触沢誉君 )**

それでは、朗読いたしますので、引き続き朗唱ください。葛巻町民憲章、第1章、幸せな輝かしい未来のために、たくましい体力と気力、知性と創造性に満ちた人を育てる、教育の町づくりにつとめます。第2章、明るく楽しい生活のために、きまりを守り、温かい心をもって、互いに助けあう、福祉の町づくりにつとめます。第3章、豊かな美しい郷土のために、自然を愛し、資源の活用、力を合せて生き生きと働く、産業の町づくりにつとめます。

**議長 ( 中崎和久君 )**

ご着席ください。以上で、葛巻町民憲章の朗唱を終わります。

これから、令和2年葛巻町議会12月会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名です。定足数に達していますので、会議は成立しました。なお、会議日程は本日1日間とします。

議事日程は、お手元に配布したとおりです。これから、本日の議事日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、葛巻町議会総合条例第120条の規定により、議長から、4番、山崎邦廣君及び8番、辰柳敬一君を指名します。

次に、日程第2、議案第67号、葛巻町新庁舎建設工事（1期・建築工事等）の請負契約の締結に関し議決を求めることについてから日程第4、議案第69号、町道葛巻浦子内線大橋下部工（その2）工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてまでの3議案を、一括議題とします。

順次、提案理由の説明を求めます。政策秘書課長。

**政策秘書課長 ( 中山優彦君 )**

お疲れ様でございます。議案集をお願いいたします。議案第67号から議案第69号までの3件について、順次ご説明いたしますけれども、いずれも地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案集の1ページをお願いいたします。議案第67号、葛巻町新庁舎建設工事（1

期・建築工事等)の請負契約の締結に関し議決を求めることについてでございます。工事の名称でございますが、葛巻町新庁舎建設工事(1期・建築工事等)。工事場所は葛巻町葛巻第16地割1番地1。契約の方法は指名競争入札でございます。契約金額は2,843,500,000円でございます。契約の相手方でございますが、宮城県仙台市に支店がございます株式会社銭高組東北支店でございます。工事の期限でございますが、令和4年8月10日とするものでございます。

続きまして、議案集の2ページをお願いいたします。議案第68号、葛巻町新庁舎建設工事(1期・電気設備工事)の請負契約の締結に関し議決を求めることについてでございます。工事の名称でございますが、葛巻町新庁舎建設工事(1期・電気設備工事)。工事場所は葛巻町葛巻第16地割1番地1。契約の方法は指名競争入札でございます。契約金額は472,132,100円でございます。契約の相手方でございますが、盛岡市に本社がございます岩館電気株式会社でございます。工事の期限でございますが、建築工事等と同じく、令和4年8月10日とするものでございます。

続きまして、議案集の3ページをお願いいたします。議案第69号、町道葛巻浦子内線大橋下部工(その2)工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてでございます。令和2年3月19日に議会の議決を経た町道葛巻浦子内線大橋下部工(その2)工事につきまして、当初請負契約金額68,860,000円に16,795,900円を増額し、変更後の請負契約金額を85,655,900円とするものでございます。

以上の提案でございますが、慎重ご審議の上ご賛同賜りますようお願いを申し上げます。説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

#### 議長(中崎和久君)

これで、提案理由の説明を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております、議案第67号から議案第69号までの3議案については、葛巻町議会総合条例第46条第3項の規定により、輝くふるさと常任委員会へ審査を付託しないこととしたいと思ひます。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

はじめに、議案第67号、葛巻町新庁舎建設工事(1期・建築工事等)の請負契約の締結に関し議決を求めることについて、質疑に入ります。質疑ありませんか。山崎邦廣君。

#### 4番(山崎邦廣君)

新庁舎建設の請負契約であります。この新庁舎建設につきましては、10月の全員協議会、そして、12月の定例会議などにおきまして詳細な説明があったところでございます。一方では、新型コロナウイルス感染症の拡大が続く中では、どうしても建設業界への影響、移動の制限など影響が大きいものがあると思ひます。そのようなところも関係

していると思いますが、請負契約が今まで延長となった理由につきまして伺います。

議長（中崎和久君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

それでは、お答えいたします。入札経緯から申し上げますが、当初であります、11月の5日に指名委員会を開催いたしまして、業者の選定をいたしたところでもございました。そして、11月の25日を入札日といたしまして、11月の6日から19日間あります、縦覧の期間といたしまして、12月の定例議会に提案する予定で、この庁舎建設に係る請負契約の締結の案件を予定しておったところでありましたが、入札を12月の18日まで延長しまして、本日の議会での契約案件の提出、提案ということになっているものであります。この経緯であります、先ほど議員さんからもお話ありましたように、ちょうど全国的に10月末から11月に、その時期に入りまして、新型コロナウイルス感染者数が連日その記録を更新するといえますか、そういう時期にあったところでもあります。併せて、県内におきましても、クラスターの感染を含めて、新規感染者が大変増大しているといえますか、増加している、そういう状況にもあったところでもあります。特に県内の状況でありますとか全国的な状況であります、感染者が1,000人くらいであったものが、11月に入りまして2,500人になるという状況にもありましたし、それから、県内の状況におきましても感染者が、その時期であります、180人に感染者が増えているという状況等もございまして、そういう時期だったということが大変、業者の見積徴収といえますか、積算をする期間をどうしても延ばさなければ難しい状況もあるということも見えてまいりましたので、期間を延長いたしまして、その期間であります、11月の6日から12月の17日までということで42日間、当初は19日であったわけですが、その期間を42日間に延長して、その入札に対応していただくといえますか、そういう状況の中で延期をして、業者の皆さんの参加のしやすいような状況をつくりながら進めてきたというような経緯がありまして、今回のような延長をしたものであります。ご理解を賜りたいと思います。

議長（中崎和久君）

ほかに。姉帯春治君。

7番（姉帯春治君）

この入札の結果については、こうやるよということは聞いていましたけども、それと、あとは、かなり入札を辞めた方が、辞退した方がかなりあるよというようなお話も聞いております。その中で、当初どれくらいの入札の指名者があったのか、そして、どれくらい入札を辞めた方がいるのか、会社名はいいんですけども、その数を教えてください。何者で入札をやったのか、その内容をお願いします。

議長（中崎和久君）

総務課長。

総務課長（服部隆行君）

お答えを申し上げます。今回の工事でございますが、まず、建築工事につきましては10者、それから、電気設備工事におきましては8者を指名したところでございます。しかしながら、建築工事におきまして7者、電気設備工事におきましては2者から辞退の申し出がございました。結果として、実際に入札に参加された業者につきましては、建築工事が3者、電気設備工事が6者となったものでございます。以上でございます。

議長（中崎和久君）

姉帯春治君。

7番（姉帯春治君）

わかりました。あとは、これは比較にならないんですけども、当初入札終わった時点と今の時点でどれくらいの幅、値段の幅がありましたか。忘れたんですけども、できれば、その当初は、入札は終わったでしょ、辞めて、そして、今、入札になったのと、どれくらいの価格があるのか聞きたいなと思っていますけども。

議長（中崎和久君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

お答えいたします。入札の落札価格でございますが、まず、建築工事の請負額であります。1回目といいますか、前年度の落札価格であります。2,637,000,000円ほどでございましたが、今回の建築工事の請負額が2,843,500,000円ということになっておりまして、2億ほど高くなっているという状況になっているものであります。それから、電気設備工事であります。前回は457,290,000円でございますが、今回は472,130,000円ということでございます。これも2千万弱であります。高くなっているという状況にあるものであります。以上でございます。

議長（中崎和久君）

ほかに。柴田勇雄君。

5番（柴田勇雄君）

もう一度、すみません、先ほどのですね、建築と設備の指名業者、何者か、それで

辞退いくらか、もう1回確認したいと思います。

議長（中崎和久君）

総務課長。

総務課長（服部隆行君）

お答えを申し上げます。まず、指名業者でございますが、建築工事で10者、建築の辞退が7者ございました。建築工事については、最終的に3者でございます。それから、電気設備工事におきましては、当初8者を指名してございまして、2者から辞退の申し出がございまして、最終的には6者となったものでございます。以上でございます。

議長（中崎和久君）

柴田勇雄君。

5番（柴田勇雄君）

大変、今回はコロナの、このような世情でございますので、たぶん辞退も多かったのではないかなど、このように思っております。10者を指名して7者が辞退するということは異常ですよ。3者で指名競争入札というふうにならざるを得ないわけですが、こういったような部分で半分以上も例えば辞退をした上で、3者だけの指名競争入札、こういったようなこと、非常に私は問題があるのではないかなど、このように思っております。辞退が多くなれば多くなるほど、この数の小さい数者で、3者で、このような形になるというふうなことは、どう見ても納得できないような感じします。そして、また、辞退が、この町民の皆さんから見ても、どうして、そのように多くの辞退がなっているのかですね、見えないところがあるのではないかなど、このように思っております。3者ですから、指名競争入札と言えども、形だけの指名競争入札ではないのかなというように思っております。辞退と言えど、そうでしょうけれども、例えば、その入札をする場合に、半分以上の業者が辞退したような場合には、もう1回やり直すとか、そのような規定が何かないのですかね。なんか、このままいきますと、経過規定において非常に疑義を感じるところでございますが、町民の皆さんに、これを議決いたしますと、我々も皆さんと同じく責任を負うこととなりますので、こういったようなことが私はなかなか町民の方々に理解をいただけないような感じいたしますが、いかがでしょうか。

議長（中崎和久君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

お答えいたします。今回の指名で、建築工事10者を指名して3者、そして、電気工事でもありますけれども、電気工事の方もそういう状況といたしますか、8者指名して6者という状況になっているわけではありますが、その内容ということではありますが、まず、ひとつ、その業者が少なくなった場合の対応についての考え方ではありますが、これにつきましては、事務事業の過去の凡例、あるいは通知、行政実例等々も参考にしながら、その判断をしているものであります。少し、その内容をお話をさせていただきます。例えば、指名競争入札をするために複数の業者を指名したものの当日になって別段の意思表示もなく1者以外の業者が欠席した場合において、参加者が1者であっても原則として予定価格の範囲内で入札をされたのであれば、入札は有効であるということになります。これは、入札参加者が入札に係る工事金額の積算作業等に多大な労費と費用をかけていることから、入札参加者が1者であったことをもって入札を中止にした場合、それまでに費やした労力と費用を負担させてしまう結果になるものであります。したがって、今回ではありますが、当初の指名から多くの辞退者が出た場合における業者数が少なくなったことによって入札を中止することは適当でなく、当初の予定どおり予算、入札を執行させていただいたものであります。いずれ、今回の部分につきましては、特にも品質を確保するために設計額と、そして、また、最低制限価格を設定して、その範囲内に収まっている場合は有効であるという、その規定を適用しての今回の入札の執行であります。よろしくどうぞお願いいたします。

議長（中崎和久君）

柴田勇雄君。

5番（柴田勇雄君）

この入札は何回目の落札でしょうか。

議長（中崎和久君）

総務課長。

総務課長（服部隆行君）

お答えを申し上げます。建築工事並びに電気設備工事ともに1回目の落札で終了してございます。以上です。

議長（中崎和久君）

柴田勇雄君。

5番（柴田勇雄君）

1回目の落札であることは承知いたしました。今、副町長の方から、いろいろ説明があったわけですが、10者の中で7者も辞退というふうなことになりますと、そ

の業者を指名した指名委員会で問題がなかったのかどうか、この辺のところも町民からは問われるところでございますし、私も当然そのように思っております。はじめから、このように多くの7者もの辞退が想定されていたのでしょうか。

議長（中崎和久君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

お答え申し上げます。いずれ、今回のような辞退を想定しているものではございません。しかし、先ほども申し上げましたように、コロナの影響等も全国的にありまして、その積算の期間といたしますか、縦覧期間になるわけではありますが、これにつきましても、この規定によりますと、15日間で十分対応できる規定にはなっているものでありますが、今回、先ほど申し上げましたように、そういう事情等も考慮しながらありますが、42日間に、その業者の参加しやすいような状況を取りながら、今回の入札の執行を進めたものであります。いずれ、現在の状況を見ておきますと、業者の方々の辞退した状況をお聞きしますと、どうしても今コロナの影響を受けて、積算あるいは見積もり、業者との対面的な接触が規制をされているということ等もございましたので、そういう期間の延長もしながら、ここまで期間的にも配慮しながら皆さんから参加してもらうような状況をつくりながらでありましたが、結果として、今回のような辞退者が出たものでありまして、非常に残念に思うところではありますが、手続き上の分につきましては、先ほど申し上げましたように、財務規定等々に基づき、照らし合わせながら今回進めたものでございますので、ご理解を賜りたいと、このように思います。

議長（中崎和久君）

柴田勇雄君。

5番（柴田勇雄君）

今回の、この入札に指名した業者の方ですね、県内、県外、どのような構成で指名されておるのか、お伺いいたします。

議長（中崎和久君）

総務課長。

総務課長（服部隆行君）

お答えを申し上げます。今回の工事につきましては、建築工事並びに電気工事とも、まず、A級工事に該当するということでございます。業者選定にあたりましては、町に対しまして入札参加資格申請があった業者のうち建築一式工事、または電気設備工

事のそれぞれA級に格付されておりました、且つ、県内に本社あるいは営業所を有する業者から選定をさせていただいたものでございます。以上でございます。

議長（中崎和久君）

柴田勇雄君。

5番（柴田勇雄君）

現在のコロナの、このような経済になっているわけですが、これが、完成が4年の8月10日になっていきますけど、この資材とか人員不足とか、そのようなことが一番心配されるわけでございますけども、これに大幅な、この追加、この変更請負が出てくる予想、どのように思っているでしょうか、お伺いをいたしたいと思います。

議長（中崎和久君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

今後の、このあとの状況ということではありますが、これにつきましては、まず、今回、入札にあたりましても、それぞれの業者が、その資材の調達、あるいは、その施工の期間等々を勘案しながら、あるいは、そういう中での、その資材の調達に係る、その業者としての調達力といいますか、そういったふうなもの等も、やはり今回の厳しい状況の中では見込みを立てられる業者、あるいは、そういったふうな面では、かなりの精査をしながら、今回の期間内での、この設計に沿っての執行ということを検討していただいた入札であろうと、このように思っております、その後の変更というのは大きく出てくるものとは考えておりません。

議長（中崎和久君）

柴田勇雄君。

5番（柴田勇雄君）

いずれ、今回のような異常とも言える事態、辞退の方が5割以上も、このようになっていることについて、非常に不可解な、この入札結果だなど、このように思っております。このコロナ経済の部分ではあり得るかもしれませんが、極力こういうふうな部分は避けなければならないだろうなど、私は、このように思っております。町民の方から聞かれた場合でも、私自身の気持ちと、違法性はないというような先ほどの副町長のお話ですけども、違法性とか、そういうふうなことではなくて、それよりも、このような、やはり、在り方が私は非常に疑義があるところでございますので、今後については極力こういうふうな部分については避けるべきだなど、このように思っております。

それから、また、過日、議会の方で町有林を視察させていただきました。田部の町有林を視察させていただきましたけども、ここで、あまり手入れをされていない町有林だったようでございますけども、非常に成長した立派な木がたくさんありましたけども、町有林からの、この木を使用するというような形でございましたけども、この建築工事等にはどのような形で、この町有林からの木を使用する考えなのか、お知らせをいただきたいと思えます。

議長（中崎和久君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

お答えいたします。今回の新庁舎にあたっての町産材の利用ということについて、お答えいたしますが、これまでの全員協議会等々におきまして、町有林のカラマツ、アカマツを活用したいというような考え方をお話申し上げながら、ここまできているわけですが、これから、では、どのようにしていくかといいますと、木材の伐採から集成材の加工等につきましては町内でも実施できるように考えてまいりたいというようなことございまして、関係者とその進め方を、町有林を伐採して集成材までの加工を町内でどういう形の中で進めることが可能であるかということ等も含めてでございますが、今後、関係者と協議をしながら、町有林のアカマツ、カラマツの活用をする方向で進めてまいりたいと、このように思っているところであります。

議長（中崎和久君）

柴田勇雄君。

5番（柴田勇雄君）

この新庁舎については、前回の例もございまして、途中でご破算になった経緯もございしますので、町民の皆さんは非常に関心を持っていて、今回、この請負契約、また、同じような轍を踏むようなことはあってはならないというふうなこともあるでしょうし、そういったようなこともありまして、特に、この入札については慎重を期して、こういうふうな5割以上もの辞退があったというような、7割ですかね、辞退があるような入札は非常に異議があるところではございますが、工事、このように決定していきますと、やむを得ないところもあろうかなとは思いますが、慎重を期した、前の轍を踏まないような、ぜひ良い工事に全力を尽くすように求めたいと、このように思っております。終わります。

議長（中崎和久君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで、討論を終わります。

これから、議案第67号を採決します。この採決は、起立によって行います。議案第67号、葛巻町新庁舎建設工事(1期・建築工事等)の請負契約の締結に関し議決を求めることについては、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。したがって、議案第67号、葛巻町新庁舎建設工事(1期・建築工事等)の請負契約の締結に関し議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

次に、議案第68号、葛巻町新庁舎建設工事(1期・電気設備工事)の請負契約の締結に関し議決を求めることについて、質疑に入ります。質疑ありませんか。遠藤裕樹君。

## 2番(遠藤裕樹君)

電気設備工事の請負契約について、お尋ねいたします。電気設備に関しましては、先ほど説明いただきました建設工事に比べまして変更点はそれほど多くないと思っておりますが、請負契約におきましては2千万ほど増えておりますが、この増えた内容について、どのようなことで、この2千万ほど増えたのか、お聞きしたいと思います。

もう1点、この電源設備は1階に建設するということではありますが、万が一、この大規模災害等があった場合、電源喪失があった場合でございますが、予備的な電源、あるいは予備の外部からの電源導入と、そういったものは備えておられるのか、その辺も伺いたいと思います。

## 議長(中崎和久君)

副町長。

## 副町長(觸澤義美君)

今回の電気設備工事が、前回より2千万ほど高くなっている内容についての話であります。これにつきましては、人件費といいますか、それぞれの高騰している人件費等々が主なものでございまして、それから、資材の高騰等も一部あるわけですが、その主なものとしては人件費分の対応が、そのような額になっているということでありますので、ご理解を賜りたいと思います。

## 議長(中崎和久君)

政策秘書課長。

**政策秘書課長（中山優彦君）**

2点目のご質問にお答えをいたします。1階に電気設備の施設があるということで、これについて大丈夫かというような質問というふうを受け止めておりましたがけれども、電気設備については最上階の方に設けてございまして、1階に設けておりますのは地熱のための部屋でございます。地熱を1階に設けたといいますのは、その熱効率を有効的に使わなければいけないということで、地上から離れば離れるほど効率的ではないというようなことで、1階は地熱の部屋、そして、電気設備は最上階にあるということで、災害時にも大丈夫、電源がなくなったりだとか、そういうふうなことはないものというふうを考えております。

**議長（中崎和久君）**

ほかに。

（「なし」の声あり）

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

これで、討論を終わります。

これから、議案第68号を採決します。この採決は、起立によって行います。議案第68号、葛巻町新庁舎建設工事（1期・電気設備工事）の請負契約の締結に関し議決を求めることについては、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。したがって、議案第68号、葛巻町新庁舎建設工事（1期・電気設備工事）の請負契約の締結に関し議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

次に、議案第69号、町道葛巻浦子内線大橋下部工（その2）工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて、質疑に入ります。質疑ありませんか。姉帯春治君。

**7番（姉帯春治君）**

変更前は68,000,000円以上になっていますけども、変更後は85,000,000円、なぜこうなったのか、中身について説明をお願いします。

**議長（中崎和久君）**

建設水道課長。

**建設水道課長（和野康弘君）**

お答えいたします。本工事につきましては、大橋の橋台1基、あと、橋脚1基、あとは護岸工と、あとは架設工を主な工種という工事でございます。今回の変更につき

ましては、護岸工において河川管理者と協議の結果、当初予定しておりました既存の護岸工と同様の工種コンクリートからプレキャストコンクリートによるコンクリートブロック積み、ブロック張りでの施工に変更となったものでございます。また、協議の結果、施工範囲に変更などが生じたことから変更となるものでございます。

議長（中崎和久君）

姉帯春治君。

7番（姉帯春治君）

16,000,000円から17,000,000円くらいプラスになったようですけども、それは当初は考えられない、今、課長が説明したとおり、仕事が増えたということになるのでしょうか。

議長（中崎和久君）

建設水道課長。

建設水道課長（和野康弘君）

本工事での当初の護岸工でございますけれども、左岸側を376平米を予定しておりました。別工事で施工を予定しておりました右岸側を追加することによって平米数が多くなったということが大きな数量の変更点でございます。

議長（中崎和久君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

これで、討論を終わります。

これから、議案第69号を採決します。この採決は、起立によって行います。議案第69号、町道葛巻浦子内線大橋下部工（その2）工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについては、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。したがって、議案第69号、町道葛巻浦子内線大橋下部工（その2）工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程はすべて終了し、会議に付された事件は全部終了しました。

以上で、令和2年葛巻町議会12月会議を終了します。

今回は、3月第1金曜日の5日に再開することとします。ご苦労様でした。

( 散会時刻 10時44分 )